

# 介護保険における福祉用具

- 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

## 対象種目

### 【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす（付属品含む）
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器(※2)
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ・ 特殊寝台（付属品含む）
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ(※2)
- ・ 歩行補助つえ(※2)
- ・ 自動排泄処理装置

(※2 固定用スロープ、歩行器(歩行車は除く)、歩行補助つえ(松葉杖は除く)は、選択制の対象福祉用具となる。)

### 【特定福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
- ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・ 排泄予測支援機器
- ・ 入浴補助用具（※1）
- ・ 簡易浴槽
- ・ 移動用リフトのつり具の部分

(※1) 入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内外すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

### 【給付制度の概要】

- ①貸与の原則：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ②販売種目：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③選択制：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④現に要した費用：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格 + 1標準偏差(1SD)」（正規分布の場合の上位約16%）に相当する。

# 介護保険福祉用具購入が必要な理由を記載する際の視点

地域包括支援センター職員や介護支援専門員が、介護保険福祉用具購入が必要な理由を記載する際の視点を下記のとおり、まとめました。

## (1) 課題やニーズ

- ◆ 解決すべき困難な状況  
：身体状況・認知機能
- ◆ 家族等介護者の状況
- ◆ 住環境の状況
- ◆ 本人等の意向  
「…なので…で困っている」

- 既往歴（日常生活に支障をきたす要因となった疾患や手術、入院歴など）
- 治療中の疾患（入院や通院の頻度など）
- 現在の症状（痛みや四肢の動きなど）
- 日常生活での支障や不安な動作（歩行動作、移動動作、立ち座り動作など）
- 住宅の構造や設備の状況
- バリアフリー対応の有無
- 介護者の介助環境
- 生活動線の把握（寝室からのトイレまでの距離・居間から玄関までの距離など）
- 本人の希望や生活スタイル
- 利用したい福祉用具の種類や使いやすさへの希望
- 心理的・感情的な配慮  
(福祉用具の使用による羞恥心や抵抗感、環境の変化への不安など本人の心理的側面)
- 家族や介護者の意向
- 生活の質（QOL）向上への期待

## (2) 目的や改善点

- ◆ 日常生活をどう変えたいか
- ◆ 期待する効果や改善する動作  
「…することで…が改善できる」

- その福祉用具を利用して、今後どのような日常生活を送りたいか

# 介護保険福祉用具購入が必要な理由例

種目	対象品目一覧	福祉用具が必要な理由（一例）
腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> <li>・腰掛便座</li> <li>・補高便座</li> <li>・簡易昇降便座</li> <li>・ポータブルトイレ</li> </ul>	○○による下肢筋力低下と関節拘縮により、便座への着座・立ち上がり動作でバランスを崩しやすく、転倒リスクが高い。介助者の身体的負担も大きいため、腰掛便座を導入し安全な排泄動作の確保と介護負担の軽減を図ることができる。
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴用いす</li> <li>・浴槽用手すり</li> <li>・入浴台</li> <li>・浴槽内すのこ</li> <li>・浴槽内すのこ</li> <li>・入浴用介助ベルト</li> </ul>	○○が原因で、入浴時のバランス保持が困難で滑倒の危険があり、介護者も安全な介助に不安を抱えている。入浴補助用具の使用により、利用者の安全確保と自立支援を促進し、介護者の身体的負担を軽減することができる。
スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く。	自宅の敷居や玄関の段差により車椅子や歩行器の移動が制限され、外出機会が減少している。スロープ設置によりバリアフリー環境を整備し、移動の自立性向上と生活範囲の拡大を図ることができる。
歩行器	脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車は除く。	○○による歩行時のバランス不安定と筋力低下により転倒リスクが高く、歩行距離も制限されている。歩行器を導入することで歩行の安定性を向上させ、転倒予防と移動範囲の拡大を図ることができる。
歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。	関節痛や筋力低下により歩行時の体重支持が不十分で、疲労感や転倒リスクが高い。歩行補助つえを使用することで支持力を補強し、安全な歩行と自立度の維持を目指すことができる。

# 介護保険福祉用具購入が必要な理由例

種目	対象品目一覧	福祉用具が必要な理由（一例）
自動排泄処理装置の 交換可能部品 (尿や便の経路となるもので 容易に交換可能なもの)		尿や便が通る部品は汚れやすく細菌繁殖の恐れがあるため、交換可能な部品で清潔を保ち感染症予防に役立ち、利用者の健康維持に必要である。
簡易浴槽 (容易に移動や収納ができ取水又は排水工事を伴わないもの)		浴室の構造上、通常浴槽のまたぎ動作が困難で入浴拒否や清潔保持の低下が懸念される。簡易浴槽を設置し、入浴環境を改善することで入浴機会の確保と心理的安定を図ることができる。
移動用リフトの つり具の部分 (身体に適合し移動用リフト に連結可能なもの)		○○が原因で、全身筋力低下により自力での移動や体位変換が困難で、介護者の腰痛リスクも高い。移動用リフトのつり具部分を用いることで、安全かつ効率的な移乗動作を実現し、双方の身体的負担を軽減することができる。

## 〔注意①〕

福祉用具が必要な理由（一例）には、個々の「課題やニーズ・環境状況」が具体的に記載されていないため、その点については追記する必要があります。

## 〔注意②〕

「福祉用具が必要な理由」は、『サービス担当者会議の要点』もしくは『居宅介護支援経過または介護予防支援経過』に記載し、添付資料として、提出してください。

介護保険制度における福祉用具貸与の対象種目一覧（イメージ）



…赤枠は福祉用具の貸与と販売の選択制の対象となる種目のイメージ

（写真提供）一般社団法人日本福祉用具供給協会ほか